

若年者向け企業情報冊子制作業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、若年者向け企業情報冊子制作業務を委託するに当たり、実効性が高いと思われる企画提案を行った者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

第1 委託業務概要

1 業務名

若年者向け企業情報冊子制作業務（以下「本業務」という。）

2 目的

三原市、三原商工会議所、三原臨空商工会及び三原公共職業安定所で構成する労働力導入促進総合企画会議（以下「Jデスクみはら」という。）は、市内に立地する企業の特徴、職場の様子などを分かりやすくまとめた冊子を制作し、市内中学生、高校生等に配付することにより、若年層に対する市内企業認知度向上と、市内企業への就職の意識付けを図り、ひいては三原市内に立地する企業の人材確保に資することを目的とする。

3 業務の内容

若年者向け企業情報冊子制作業務仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 委託料予算額

1,958,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

第2 プロポーザルに関する事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

2 実施スケジュール（予定）

令和7年	5月12日（月）	募集公告（書類提出、質問受付開始）
	5月22日（木）	参加表明書等の提出期限（12時まで）
	5月28日（水）	質問書の提出期限（12時まで）
	6月2日（月）	企画提案書等の提出期限（12時まで）
	6月18日（水）	プレゼンテーション審査
	6月19日（木）	結果通知

3 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月22日（木）12時まで〔必着〕

(2) 提出先

三原市経済部商工振興課（詳細は第5「書類等提出及び問合せ先」に記載）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 関連業務実績書（様式第3号）

エ 同種の企業ガイド等、過去の制作実績がある場合、その冊子の現物見本（プロポーザル終了後に返却）

オ 添付資料（※該当者のみ）

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(イ) 印鑑証明書（写し可）

(ウ) 決算書の写し（財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書の直近1年分）

(エ) 市税の納税証明書（写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要）

※該当者：令和7・8年度三原市測量・建設コンサルタント等業務

委託競争入札参加資格名簿、令和6・7・8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれにも登載されていない者。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月2日（月）12時まで〔必着〕

(2) 提出先

三原市経済部商工振興課（詳細は第5「書類等提出及び問合せ先」に記載）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。郵送の場合は必着とする。

(4) 提出書類

ア 見積書 8部（正本1部、副本7部）

※様式は任意とする。

イ 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

※企画提案書の様式は任意とするが、原則A4判綴じとする。A3判も使用可能とするが、使用する際はA4サイズに折りたたむこと。

※企画提案書に記載する内容については、仕様書を踏まえ、次のとおりとする。

(ア) 業務実績

(イ) 事業計画

(ウ) 業務実施体制等

(エ) 冊子の概要等（名称、構成、デザイン、色使い、特集の内容等）

※冊子については、完成形がイメージしやすいよう、具体的な見本を作成すること。

(オ) デジタルブック

※デジタルブックについては、Web上での閲覧がイメージできる資料で差し支えない。

5 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式第4号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「若年者向け企業情報冊子制作業務に関する質問」とし、送信すること。受信確認のため、質問を提出した際は電話でその旨を連絡すること。（送信先メールアドレス：shoko@city.mihara.hiroshima.jp）

(2) 提出期限

令和7年5月28日（水）12時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、三原市ホームページに掲載する。

6 審査方法及び基準

(1) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションとする。選定は、市職員及び関係団体で構成する「若年者向け企業情報誌制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

ア プレゼンテーションは対面により、提出した企画提案書を制限時間内に説明する。ただし、社会情勢等を鑑みオンラインで実施する場合がある。

イ 持ち時間は1者30分以内とし、20分の企画提案と10分の質疑の時間を設ける。

ウ 出席者は、1者2人までとする。

エ パソコンを使用する場合、プロジェクター及びスクリーン又はモニターについては、市が用意する。ただし、パソコンや接続ケーブル等の必要な機器については持参すること。

オ 日時及び会場については次のとおりとする。(変更となる場合がある。)

日時：令和7年6月18日(水)10時00分から

会場：三原市役所本庁 会議室304・305

当日の集合時間及び集合場所については、別途通知する。

(2) 審査基準等

別表の審査基準に基づき採点し、最も点数の高かった提案者を優先契約交渉事業者として選定する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に高い者と交渉を行う。

(3) 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

ア 最低基準点は、選定委員会の委員による全員の合計点の6割以上とする。

イ 最低基準点を下回る提案事業者については、受託候補者とししない。

ウ 提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

(4) 結果通知

選定結果については、全ての参加者に書面及び市のホームページにて通知する。

なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

第3 契約に関する事項

1 契約

(1) 契約方法

三原市と優先契約交渉事業者で、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の委託契約を、随意契約により締結する。

(2) その他

特別な事情が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託条件等を変更できることとする。

2 報告書

受託事業者は、委託事業が完了した際は、報告書を遅滞なく提出すること。

第4 その他の取扱いについて

1 企画提案に関する費用は、全て提案者が負担する。

2 提出書類の返却は行わない。

3 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。

4 公募開始後は、商工振興課のほか、関係部局への営業活動を禁止する。

5 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

6 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

7 本事業による成果物(冊子、デジタルブックデータ等)の著作権は、三原市に帰属するものとする。

8 提出された企画提案書等については、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例(平成17

年 3 月 22 日条例第 12 号) に基づき公開する。

- 9 受託者は、業務を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、三原市と協議のうえ、一部を委託することができる。

第 5 書類等提出及び問合せ先

三原市経済部商工振興課

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

電 話：0848-67-6013（直通） FAX：0848-64-4103

E-mail：shoko@city.mihara.hiroshima.jp

別表 審査基準

プレゼンテーション審査	項目	審査基準	配点
	業務実績	これまでの業務実績は、本業務において信頼のおけるものか。	5 点
	事業計画	事業計画は適切で実現可能なものか。	5 点
	業務実施体制	業務実行にあたり、人員配置が適切であるか。	5 点
	本業務の理解度	業務の趣旨、目的に沿った提案となっているか。	15 点
	冊子構成	掲載される企業の魅力や社内の雰囲気が伝わる表現方法となっているか。	15 点
		中学生や高校生等の若年層が見て、分かりやすく、自らが働くイメージを持てる内容になっているか。	15 点
		紙面構成、デザイン、色使いなどに配慮、工夫がなされているか。	15 点
		上記以外の独創的な提案があるか。	15 点
	経費	全提案者の最低価格÷当該提案者の提案価格×10 点 (小数点以下第 3 位を四捨五入)※委託経費上限額を超えた提案は 0 点とする。	10 点
	計		100 点